

県道に設ける道路標識の寸法を定める規則

平成25年3月26日 大分県規則第21号

最終改正 平成29年4月1日 大分県規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年大分県条例第74号）第45条の規定に基づき、県道に設ける道路標識の寸法に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年^{総理府}建設省令第3号）において使用する用語の例による。

(道路標識の寸法)

第3条 道路標識の寸法は、別表のとおりとする。

附 則 （平成25年3月26日大分県規則第21号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年8月22日大分県規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成29年4月1日大分県規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

案内標識

| 県 (102-B) | 入口の方向 (103-A) | 入口の方向 (103-B) |
|--|--|--|
|  <p>(120×200)</p> |  <p>(120×120)</p> |  <p>(120×120)</p> |
| 入口の予告 (104) | 方面及び距離 (106-B) | 方面及び車線 (107-A) |
|  <p>(120×120)</p> |  <p>370</p> |  <p>(180×210)</p> |
| 方面及び車線 (107-B) | 方面及び方向 (108の2-D) | 方面及び方向 (108の2-E) |
|  <p>(140×250)</p> |  <p>(140×320)</p> |  <p>(120×200)</p> |
| 出口の予告 (109) | 方面及び出口の予告 (110-A) | 方面及び出口の予告 (110-B) |
|  <p>(150×450)</p> |  <p>(270×350)</p> |  <p>(200×320)</p> |

方面、車線及び出口の予告 (111-A)



方面、車線及び出口の予告 (111-B)



方面及び出口 (112-A)



方面及び出口 (112-B)



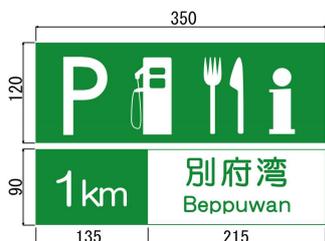
出口 (113-A)



出口 (113-B)



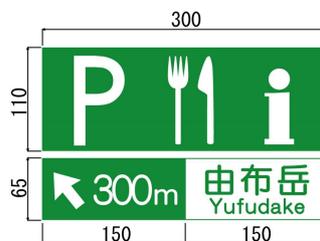
サービス・エリア、道の駅の予告 (116の2-A)



サービス・エリア、道の駅の予告 (116の2-A)



サービス・エリア、道の駅の予告 (116の2-B)



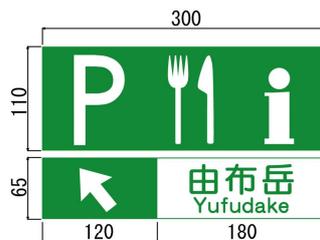
サービス・エリア (116の3-A)

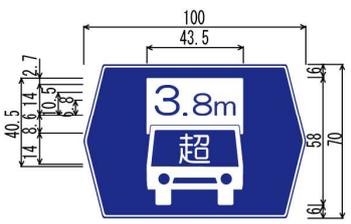
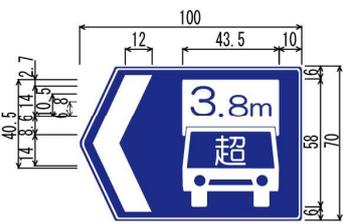
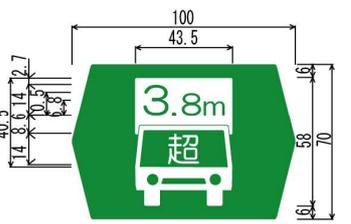
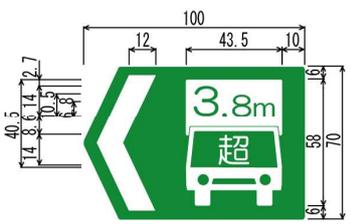
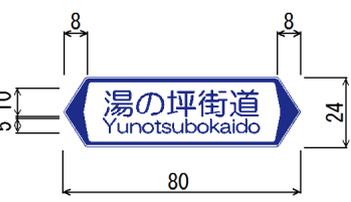


サービス・エリア (116の3-A)

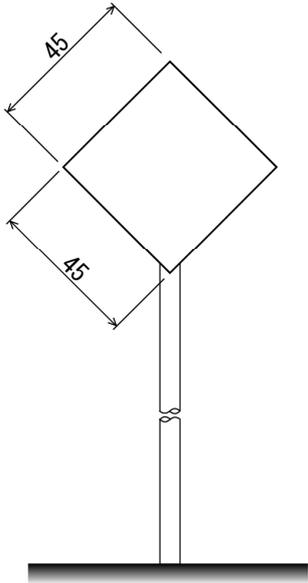


サービス・エリア (116の3-B)

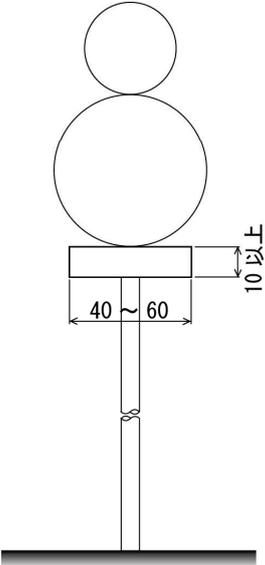
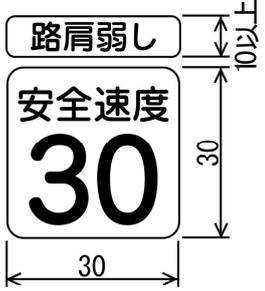


| | | |
|--|---|--|
| <p>高さ限度緩和指定道路 (118の5-A)</p>  | <p>高さ限度緩和指定道路 (118の5-B)</p>  | <p>高さ限度緩和指定道路 (118の5-C)</p>  |
| <p>高さ限度緩和指定道路 (118の5-D)</p>  | <p>道路の通称名 (119-A)</p>  | <p>道路の通称名 (119-B)</p>  |
| <p>道路の通称名 (119-C)</p>  | <p>道路の通称名 (119-D)</p>  | <p>まわり道 (120-A)</p>  <p>(30 × 45)</p> |

警戒標識

| | | |
|---|---|---|
| <p>本 標 識 板 及 び 柱 の 規 格</p> | <p>十 形 道 路 交 差 点 あり (201-A)</p> | <p>右 (又は左) 方 屈 曲 あり (202)</p> |
|  |  |  |
| | <p>信 号 機 あり (208/02)</p> | <p>落 石 の お そ れ あり (209/02)</p> |
| |  |  |
| | <p>路 面 凹 凸 あり (209/03)</p> | <p>合 流 交 通 あり (210)</p> |
|  |  | |
| <p>車 線 数 減 少 (211)</p> | <p>幅 員 減 少 (212)</p> | <p>二 方 向 交 通 (212/02)</p> |
|  |  |  |

補助標識

| 補助標識板及び柱の規格 | 注意事項 (510) |
|---|--|
|  <p>A diagram of a signpost. It consists of a vertical post with a circular sign at the top. The sign has a diameter of 40 to 60 units. The post has a diameter of 10 units or more. The sign is mounted on a rectangular plate that is 10 units or more thick.</p> |  <p>A diagram of a signpost with two signs. The upper sign is a rectangular plate with the text '路肩弱し' (Weak Shoulder) and a height of 10 units or more. The lower sign is a square plate with the text '安全速度 30' (Safe Speed 30) and a width of 30 units and a height of 30 units.</p> |

備考

一 本標識板（本標識の表示板をいう。）

（一） 寸法

- 1 寸法が図示されている案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）については、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下この備考において同じ。）を基準とする。
- 2 自動車専用道路に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- 3 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。
- 4 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。
- 5 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。
- 6 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「県道番号（118の2-A）」「総重量限度緩和指定道路（118の4-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の5-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（5に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- 7 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」、「県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- 8 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

（二） 文字等の大きさ等

- 1 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- 2 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「登坂車線」、「県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の5-A・B）」、「道路の通称名」及び

「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、1.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

| 設計速度（単位 キロメートル毎時） | 文字の大きさ（単位 センチメートル） |
|-------------------|--------------------|
| 70以上 | 30 |
| 40、50又は60 | 20 |
| 30以下 | 10 |

- 3 「県」並びに「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」及び「方面及び出口」を表示する案内標識に、それぞれ市町章、県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。
- 4 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。
- 5 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を標準とする。

(1) 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」及び「駐車場」を表示するものについては9ミリメートル、「県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の5-A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(2) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

二 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）

- (一) 図示の寸法を基準とする。
- (二) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。